

携帯用丸のこ盤作業従事者安全教育講習 案内書

法律根拠

・平成22年7月14日付け基安発0714第1号「建設業等における「携帯用丸のこ盤」を使用する作業に従事する者に対する安全教育の徹底について」に基づき、携帯用丸のこ盤作業従事者に係る安全教育講習を修了した者(特別教育に準じた教育)に従事させる必要があります。

【丸のこ】

- ・丸のこ等とは、丸のこ盤、可動式丸のこ盤、携帯用丸のこ、携帯用丸のこ盤に分けられます。



申込方法

- ・愛媛県下の各地区で開催されますので、詳細は開催予定表をご確認ください。
- ・申込み受付開始は、原則実施日の2ヶ月前から(土日祝祭日の場合は翌日)です。別添の申込書に必要事項を記入して受講料を添えて、2週間前までに各地区の(公社)愛媛労働基準協会支部まで申し込んで下さい。(現金書留や銀行振り込みをご希望の方は、別途各支部にお問い合わせ下さい)
- ・講習開始時間や駐車場の有・無等は、各地区会場で異なりますので開催予定表や受講票で確認して下さい。

受講資格

当協会では学科講習のみを実施していますので、下表の実技証明が必要です。

携帯用丸のこ盤の正しい取扱い方法及び安全装置の作動状況の確認について0.5時間以上実技教育を実施している事を、講習申込書に事業者証明印で証明されている事が必要です。

講習科目 時間

科目	時間	科目	時間
携帯用丸のこ盤に関する知識	0.5時間	携帯用丸のこ盤の点検及び整備に関する知識	0.5時間
携帯用丸のこ盤を使用する作業に関する知識	1.5時間	関係法令	0.5時間
安全な作業方法に関する知識	0.5時間		
(合計 3.5時間) … 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間帯となっています。			

受講料

単位:円	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
一般	7,700	1,050	8,750
会員	6,600		7,650

単位:円

・キャンセルは、前日まで(土日祝祭日の場合は前日)に、電話でご連絡頂ければ返戻させていただきます。当日欠席された場合は、返戻出来ませんのでご注意ください。

修了証

- ・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。
- ・事業者様には受講証明書を発行致します。(3年間保存義務)